

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名 : 日管株式会社
代表者及び住所 静岡県浜松市中央区池町220-4
代表取締役 三輪 容次郎
2. 指名停止措置期間 : 令和6年5月24日から令和6年8月23日まで(3ヵ月)
3. 指名停止措置の範囲 : 近畿地方整備局管内
4. 事実概要 : 日管株式会社の元取締役は、令和2年5～6月に行われた東京都千代田区発注の区立小学校・幼稚園の改築工事の一般競争入札を巡り、当時の区議から、最低制限価格に関する情報や入札参加業者数を入手し、入札の公正を害した。
その後、日管株式会社の元取締役は、令和2年6～8月に行われた同区発注の区立児童館の改修工事など3件の工事の一般競争入札を巡り、当時の区議から入札参加業者名を入手し、入札の公正を害した。
令和2年にあった2件の入札情報を入手した見返りとして、日管株式会社の元取締役は、飲食代約6万円と商品券10万円相当を提供した。
なお、公訴時効(3年)が成立している。
5. 指名停止措置理由 : 日管株式会社の元取締役が公契約関係競売入札妨害及び贈賄を行ったとの報道がなされており、公訴時効が成立しているため逮捕等は行われていないが、上記事実に関する行為は明らかであることから、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第15号(不正又は不誠実な行為)及び「地方整備局(港湾空港関係)所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第15号(不正又は不誠実な行為)に該当するため。
従って、本件については、指名停止3ヵ月を適用する。

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2>

(不正又は不誠実な行為)

15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。

○問い合わせ先

国土交通省近畿地方整備局

総務部契約課 TEL : 06-6942-1141

契約課長 大桐 敦彦 (内線 2511)

建設専門官 早川 健 (内線 2512)